

## 難病患者等見舞金 支給申請

県が認定する指定難病や特定疾患などの治療を受けている療養者に、見舞金を支給しています。

### ■対象

次の3つの要件をすべて満たしている、①～④のいずれかの受給者証などの交付を受けている人

### ▼要件

- 市内在住で市内に住民登録がある
- 市民税が非課税の世帯（階層区分が生活等・低Ⅰ・低Ⅱ）
- 市の福祉手当などを支給していない

### ▼受給者証などの種類

- ①特定医療費（指定難病）受給者証
- ②特定疾患医療受給者票
- ③小児慢性特定疾病医療受給者証
- ④先天性血液凝固因子障害等受給者証

### ■支給額 月額 5,000 円

※重度心身障害者等福祉手当受給者は、月額 1,000 円

申請方法など詳しくは、市公式ホームページを



☎ 社会福祉課 ☎ (93) 4192

## ハチの駆除の相談は



市ではハチの駆除を行っていませんので、巣を発見したときは、次の組合に相談・依頼するなどして、適正な土地の管理を心掛けてください。

☎ 千葉県害虫防除協同組合 ☎ 043 (221) 0064

## 野外焼却は 禁止されています



家庭ごみや事業で生じた廃棄物を野外で焼却することは、禁止されています。火災の原因となるだけではなく、煙や臭いで地域住民に迷惑をかけるおそれがありますので、やめましょう。

### 野外焼却禁止の例外

- 農林業を営むためにやむを得ないものとして行われるツル・草などの焼却
- 日常生活を営む上で行われるたき火など
- ※周辺の生活環境に悪影響を及ぼす場合は、市から指導することがあります。

☎ 環境課 ☎ (93) 4946

## 事業ごみは適正に 処理しましょう

商店などからの事業活動で排出されるごみは、収集場所に出すことができません。市の許可業者に依頼するか、クリーンセンターへ直接持ち込んでください。

なお、市で処理できないビニールやプラスチックなどは、産業廃棄物処理業者に依頼をしてください。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



☎ クリーンセンター ☎ (93) 4529

## 声かけにご協力を 水辺は危険がいっぱい

印旛沼地域には、農業用排水のための施設や洪水を防ぐための水路などがたくさんあります。

毎年夏休みに入ると、これらの施設での事故が新聞やテレビなどで報道されます。

子どもたちは、どのような場所が危険なのか判断できません。

水辺付近で遊んでいたり、釣りをしている子どもを見つけたら、声かけにご協力ください。

☎ 印旛沼土地改良区 ☎ 043 (484) 1155

## LPガス容器を回収します



LPガス（プロパンガス）容器の転倒事故や漏洩などの防止、容器を利用した犯罪防止などを目的として、容器を無償で回収します。

■実施期限 8月31日（月）まで（10:00～16:00）

※土・日曜日・休日を除く

■対象 LPガス容器(2kg・5kg・10kg)  
※カセットボンベやキャンプ用のOD缶などは対象外

詳しくは、問い合わせてください。

☎ (公社) 千葉県LPガス協会 ☎ 043 (246) 1725  
☎ 0120 (122) 128

## 有料広告スペース

広報とみさとに

**広告** を

載せてみませんか  
.....

1枠 8,000 円～

募集中!

広報情報課

☎ (93)3895



## 水道水の放射性物質検査

6月3日の測定では、放射性物質は検出されず、安定した状態が続いています。今後も3カ月に1回実施し、安全な水の供給に努めます。

これまでの測定結果は、市公式ホームページでお知らせしています。



☎ 上下水道課 ☎ (93) 3340